（様式第5号）

意見募集の結果公表

釧路市民バス使用条例及び釧路市民バス使用条例施行規則の廃止に対して、市民の皆様からご意見を募集しました結果について、ご意見の概要と市の考え方は下記のとおりです。

ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

寄せられたご意見等について検討した結果、修正は行わず原案どおりといたします。

【意見募集結果】

案　　件　　名	**釧路市民バス使用条例及び釧路市民バス使用条例施行規則の廃止について**		
募 集 期 間	令和8年10月13日(火)～　令和8年11月11日(水)		
意 見 の 件 数 (意見提出者数)	1 件(　　1 人)　「内容別紙のとおり」		
意 見 の 取 り 扱 い	修正	案を修正するもの	0件
	既記載	既に案に盛り込んでいるもの	0件
	参考	今後の参考とするもの	0件
	その他	意見として伺ったもの	1件
意 見 の 受 け 取 り	電子メール		1人
	郵送		0人
	ファクシミリ		0人
	直接持参		0人

【問合先】

釧路市阿寒町行政センター市民課市民サービス係
〒085-0292　釧路市阿寒町中央1丁目4番1号釧路市阿寒町行政センター
電話:0154-66-2210(直通)　ファックス:0154-66-3683
E-mail:agshi-shiminservice@city.kushiro.lg.jp

意見募集の結果公表

市民等の意見の概要	件数	意見に対する釧路市の考え方
社会情勢の変化などを理由とし、釧路市民バスの運行を取りやめるならば、乗合タクシーによるコミュニティーバスの運行（布伏内線および仁々志別線）も同時に廃止にするべきと考える。 仮にコミュニティーバスの運行を廃止したとしても、阿寒町内に居住している住人には、福祉有償運送運転者（セダン型）の資格を得ている者や患者等搬送乗務員、応急手当指導員（ないし、普及員）の資格を得ている住民も居住している。 よって、釧路市民バスなどを廃止したとしても、釧路市社会福祉協議会阿寒支所等においては、なんら困ることは発生しないと考える。 他の市町村においては、市の補助金などを受けずに、自らの地域にて予算を確保し、その住民らの交通弱者に対する交通網を整備し、損金を出さずに運営している。	1	【その他】 ご意見として伺います。